日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う

当座勘定払戻関係事務（直送場所）に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して行う、直送場所（日本銀行が行う現金の受払に関する規則第３条に規定する「日本銀行が特に認めた場合」として日本銀行が認めた、当座勘定取引先の営業所等内または当座勘定取引先から貨幣取扱業務の委託を受けている業者の事業所等構内をいう。以下同じ。）における当座勘定の払戻にかかる事務（以下「当座勘定払戻関係事務（直送場所）」という。）について、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則（以下「当座勘定特則」という。）の特則を定めるものとする。

（払戻請求方法）

第２条　日本銀行との間で日銀ネットを利用して当座勘定取引を行う先（以下「オンライン取引先」という。）は、自己の当座勘定の払戻を直送場所において受ける場合には、日銀ネットにより日本銀行に払戻の請求を行う。

２．オンライン取引先は、第１項に規定する払戻の請求にかかる当座勘定の払戻を受ける場合には、小切手を使用しないものとする。

３．オンライン取引先は、第１項に規定する払戻の請求を行う場合には、払戻を受ける日の前営業日に、日銀ネットにより次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。この場合、日本銀行への通知は、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。

（１）取引実行日

（２）払戻金額

（３）その他日本銀行が定める事項

４．オンライン取引先は、第１項に規定する払戻の請求を行う場合には、払戻を受ける日の前営業日の日本銀行が別に定める時刻までに、日本銀行が別に定める方法により次の各号に掲げる事項を日本銀行に通知する。

（１）現金の払戻金額の合計金額

（２）貨種別の貨幣の内訳金額

（３）その他日本銀行が定める事項

５．オンライン取引先は、日本銀行が別に定める時刻までは、第１項に規定する払戻の請求を日銀ネットを利用して取消すことができる。

（受付番号の通知および暗証番号の作成等）

第３条　日本銀行は、前条に規定する払戻の請求があった場合には、当該払戻の請求に対応する番号（以下「受付番号」という。）を、日銀ネットによりオンライン取引先に通知する。

２．日本銀行は、前条に規定する払戻の請求があった場合には、受付番号に対応する暗証番号を作成する。

３．オンライン取引先は、前条に規定する払戻の請求を行った場合には、第１項により通知を受けた受付番号に対応する暗証番号を、日銀ネットにより照会する。

（払戻を行う時期）

第４条　オンライン取引先は、第２条に規定する払戻の請求を行った場合には、日本銀行が別に定める時刻までに、直送場所において、自己の当座勘定の払戻を受ける。

（払戻に当っての本人確認および日本銀行の免責）

第５条　日本銀行は、次の各号に掲げる事項を確認した場合には、第２条に規定する払戻の請求にかかるオンライン取引先の当座勘定の払戻を行う。

（１）払戻を受ける総ての者について、顔写真付きの社員証等の身分証の外観および所持について懸念すべき特段の事情がないこと。

（２）払戻を受ける者が、直送場所において日本銀行が派遣する職員に対して申出る現金の払戻金額の合計金額および貨種別の貨幣の内訳金額が、第２条第４項により日本銀行に通知したものといずれも一致すること。

（３）払戻を受ける者が、直送場所において日本銀行が派遣する職員に対して申出る受付番号および暗証番号が、第３条により日銀ネットで通知し、または作成したものといずれも一致すること。

（４）払戻を受ける総ての者について、容態その他について懸念すべき特段の事情がないと認められること。

２．日本銀行は、相当の注意をもって前項各号に掲げる事項を確認のうえオンライン取引先の当座勘定の払戻を行った場合には、その払戻を受けた者が真正な権利者でなかったことによって生じた損害については、責任を負わない。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第６条　日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、またはオンライン取引先にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

（所要事項の決定等）

第７条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）の適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講じることができる。

（利用制限）

第８条　日本銀行は、当座勘定特則第１２条第２項の規定により、オンライン取引先による当座勘定特則第２条の２に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限する場合には、当該オンライン取引先による第２条に規定する払戻の請求のための日銀ネットの利用を一定期間制限することができる。

（規則の改正）

第９条　日本銀行は、日銀ネットを利用して行う当座勘定払戻関係事務（直送場所）の適切な運用を確保するため、必要ある場合は、この規則を改正することができる。